

時事新報

第千四百七十一號
明治十九年十二月廿九日(癸亥)
舊丙戌十二月五日

日出版七時十分
月入午九時三十分
年入午八時三十分
清瀬午後八時三十分
(西曆一千八百八十六年)

社告

時事新報社遷居東京日本橋區通三丁目十一番地ニ於テ新事業相續シ居候處追々業務擴張ノ爲メ家屋ノ手狭ク感シ不便少ナカラス候ニ付東京日本橋區南橋町二丁目十二番地ニ適當ノ家屋ヲ修繕新築シ去る廿五日ヲ以テ同所ニ移轉相替ラズ時事新報社行仕候此段廣告仕以テ也
東京日本橋區南橋町二丁目十二番地
明治十九年十二月廿九日
時事新報社

時事新報

年始歲暮ニ一切休刊セム
十二月廿九日
時事新報社

時事新報

居家の治に乱と忘るゝ勿れ

家に居るに難きは國と治るに難きに異ならず治に居て亂を忘るゝ勿れといふ政治家を驚るに言なれども我輩は今の書を著して居る人は皆げんと欲する者なり抑も明治政府は太平に政府に於て近年政治上大事變なきのより官吏の更迭さへ少く官海波瀾にして民間亦甚だ穩なりと雖も國事の重々負擔せる當局者この目出度き治世に居ても必ず亂を忘れずして入れば知らざる處に苦勞することあらん蓋しその如何なる事に苦勞して如何なる方略を運らし如何なる方向に向て如何なる算成すやに至ては我々の知る所にあらず殊に我民間に在ては政府の事情を探ること最も易からずして人の筆を記したるを見ず人の口を語ると聞かず日本國は我が日本國に政治に漠然たるの實に楚越の疎縁なるが如くも是れは一切政府當局者の負擔とし我々國民は遠く政府の外より國事の成跡を見るに之今の日本國民比として誠に當然のことにして國事は一切政府の事と定まり國民は一切之を容る可き限りにあらず其境界甚だ分明なりと雖も日本國民として家なきものはたすして其家は則ち國民私有家あるが故に此家と居る者は自から居るの覺悟なきを得ず其覺悟甚だ大切にして扱これと如何して可からんや云ふに是れ亦國を治るが如く治るに亂を忘れざるの要訣あるのと近年は商況不景氣の爲め金の利息非常ニ下落し都府の金満家が資本金の用法に苦ま之を諸銀行に預けんとすは當座の一二分定期は三分乃至四五分と云はれて外は妙案も亦先づ整理公債もて五分五分利のものを買ひ込むとの時勢なれども此時勢なるものは百年永続の時勢あるべきや我輩の所見に決して然るを得ず東洋の一國資本乏しくして人口多き此日本に於て金の利息が四五分を以ては異常の最も甚だまざるのなり既に横濱ある外國バンクの支店にても一年の定期なれば五分にて金と預るもの有り然るに内地の金利が五分に足らずとは何かの變に由りて然るものよきて其變は更一變して常に復らざるを得ず其變動何れの時に至りて何れに復らざるや一家の主人たる者は常に注目せざるを得ず又近來は諸方の金穴が地面より目を著け都府共々漸く地を價を生芝東京府下の塵地地帯とは非常の騰貴にして昨年比すれば二倍三倍甚だしきは五倍十倍をもれば少ならず是れも不思議なる際あり田舎の田地が一時下落し過ぎて米價は左まで下落せず試み十露盤に問へば

資本金を對して一年六七分利の見る可きとして徐々に其買入に着手する一應尤もに開ゆれども東京は屋敷地の如きは之より人々貸して正味割合よき地代の取れ上る可きにもあらざる唯大都會地帯は價の貴き管のもれなり其地面より實際の收入如何に拘はらず不用なれば之を賣却して金にするよりも易しなると云ふ富家翁の胸算にて之を買入れ氣長に時節到來を待つの中に早くも隣の人の耳に入り隣翁の策妙あり我れも之を學ばんとて其轍に倣ひ一犬費に吠れば幾十幾百の投機者は殊更に塵を吹へ立て畜金穴に向つて地面を賣るのとならず時として金穴の所有地を買ひて實利を得せまひることさへ少くならざれば遠く都下一般に地價に好景氣を催し其賣買の盛なる前年の兎萬年青も音ならず買に驚き入る商況の變態なりと云ふ可し抑も實價の有無を拘らず時物の流行して賣買の盛なる間は其物と所有するの金を握るに異ならず兎萬年青即ち金銀されども流行の止むや最早や金銀に換ふしてたゞの兎と萬年青のみ故に目下東京の屋敷地も金銀に異ならずと雖も我輩は早晩何かの變動に逢ひ其金銀たるを裝を失ふてたゞの屋敷地たらんと恐るゝものなれば假令へ政治外にても家と居る者は斯る變動も備へざる可らず即ち居家の治に亂を忘れざるの警は是等の機に臨て大お得失の方向と示すものならん而して此變動は何れの道より到來すべきやと尋るに殖産の事業回復して商況の新局面を開き金融活潑なると資本を閉却するの違なき場合も於ても之を見るべし如何となれば本來日本は資本に乏しき國柄あるが故に尙も商賣上之を用るの機會を見出すときは金利忽ち騰貴して五分利の公債債書さす所有する者として一人もあらず況して實價もさき地面を所有するが如き商人の斷じて安んずる所にたざればなり以上は實に目出度き變動にして其到來も甚だ遲々たる可きと又或は目出度からざる變動もあるべし即ち政府の内治外交は何時如何様の變動を測る可らず若し此變動が急劇なる性質のものにてあれば疾雷耳を掩ふ暇もあらず國事の利害は忽ち家事の細末まで及ぼして容易からざるものある可し之と古來世界中の歴史に徴して明かり又近くは明治維新以來の出來事を回想しても稍や臆測す可きなれども唯人智の不明今日より明日を前言すること能はざるが故に不明なる者不明な處を家道を堅固に去又巧に去て居家の治を亂を忘れざること肝要ある可きなり

官報

○閉令第三十五號
公立學校職員ノ名稱ハ尋常中學校及等位ノ之ニ準スヘキ學校ニ於テハ學校長教諭助教諭書記ト小學校及等位ノ之ニ準スヘキ學校ニ於テハ學校長訓導ト總テ判任ヲ以テ待遇スヘシ
明治十九年十二月廿八日 内閣總理大臣伯爵伊藤博文
○文部省告示第五號
文部省令第二十一號尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員免狀規則ニ依リ來明治二十年四月檢定方施行スヘキニ付檢定ヲ受ケント欲スルモノハ同年二月十日マテ右願書等ヲ地方廳ニ提出シ地方廳ニ於テ二月二十八日マテ同省ニ提出スヘシ
明治十九年十二月二十八日 文部大臣森有禮
○東京府令第四十八號

府會ト區部會部會トニ於テ議定スヘキ事件ノ區別及郡區聯帶經費負擔割合法府會ノ決議ヲ經テ左ノ通政定ス
明治十九年十二月廿八日 東京府知事高崎五六
第一條 經費ノ内郡區聯帶シタル費用ニ係ル事件ハ府會ニ於テ之ヲ議定スヘシ第二條 經費ノ中郡區聯帶セサル費用ニ係ル事件ハ區部會部會ニ於テ各之ヲ議定スヘシ第三條 郡區聯帶シタル經費ハ左ノ割合ヲ以テ區部郡部ニ於テ之ヲ負擔スヘシ
警察費(消防費水防費ヲ除ク) シ一分三厘八區ニ於テ負擔シ一分三厘八區ニ於テ負擔ス
警察廳舍建築修繕費(消防費ヲ除ク) 同上
橋梁修繕費 同上
堤防修繕費 同上
但荒川多摩川江戸川綾瀨川新川及須崎並平井新田砂村海津潮除堤防日本堤修繕費 同上
府會議議費 郡區議員ノ定數ヲ準テ負擔ス
衛生會費 同上
傳染病豫防費 同上
師範學校費 同上
中學校費 同上
瀧從場及離破船費 同上
地方稅取扱費 同上
府廳舍建築修繕費 同上
監獄費 同上
監獄建築修繕費 同上
元老院議決件數 本年七月より同十二月に至る半年間元老院の會議を經る議案の十七件にして其の件名と左の如し
○陸軍省 陸軍省令第二十四號
○海軍省 海軍省令第二十四號
○文部省 文部省令第二十一號
○農商務省 農商務省令第二十四號
○逓信省 逓信省令第二十四號
○司法省 司法省令第二十四號
○大藏省 大藏省令第二十四號
○內務省 內務省令第二十四號
○文部省 文部省令第二十四號
○農商務省 農商務省令第二十四號
○逓信省 逓信省令第二十四號
○司法省 司法省令第二十四號
○大藏省 大藏省令第二十四號
○內務省 內務省令第二十四號

銀行局勸告に注意書 (昨日の續) 第一 資本の運用を圓滑ならせむ可き從來我國銀行に於て資本運用の重なるものと言へば即ち貸付金と以て第一とす而して此貸付金あるもれば皆將來の事業を目的とて之を借出し而して後商業あり工業あり又は農業に之を貸付せんとするものあり故に他日其事業の成敗如何より貸金の延滞を來し不測の損害を蒙る可き故に貸付金の動もすれば沈滞に赴く傾きある所以なり斯く一般沈滞の傾きの沈滞に赴く傾きある所以なり斯く一般沈滞の傾きの沈滞に赴く傾きある所以なり斯く一般沈滞の傾きの沈滞に赴く傾きある所以なり

銀行局勸告に注意書 (昨日の續) 第二 貸付金の運用を圓滑ならせむ可き從來我國銀行に於て資本運用の重なるものと言へば即ち貸付金と以て第一とす而して此貸付金あるもれば皆將來の事業を目的とて之を借出し而して後商業あり工業あり又は農業に之を貸付せんとするものあり故に他日其事業の成敗如何より貸金の延滞を來し不測の損害を蒙る可き故に貸付金の動もすれば沈滞に赴く傾きある所以なり斯く一般沈滞の傾きの沈滞に赴く傾きある所以なり斯く一般沈滞の傾きの沈滞に赴く傾きある所以なり

銀行局勸告に注意書 (昨日の續) 第三 貸付金の運用を圓滑ならせむ可き從來我國銀行に於て資本運用の重なるものと言へば即ち貸付金と以て第一とす而して此貸付金あるもれば皆將來の事業を目的とて之を借出し而して後商業あり工業あり又は農業に之を貸付せんとするものあり故に他日其事業の成敗如何より貸金の延滞を來し不測の損害を蒙る可き故に貸付金の動もすれば沈滞に赴く傾きある所以なり

銀行局勸告に注意書 (昨日の續) 第四 貸付金の運用を圓滑ならせむ可き從來我國銀行に於て資本運用の重なるものと言へば即ち貸付金と以て第一とす而して此貸付金あるもれば皆將來の事業を目的とて之を借出し而して後商業あり工業あり又は農業に之を貸付せんとするものあり故に他日其事業の成敗如何より貸金の延滞を來し不測の損害を蒙る可き故に貸付金の動もすれば沈滞に赴く傾きある所以なり

銀行局勸告に注意書 (昨日の續) 第五 貸付金の運用を圓滑ならせむ可き從來我國銀行に於て資本運用の重なるものと言へば即ち貸付金と以て第一とす而して此貸付金あるもれば皆將來の事業を目的とて之を借出し而して後商業あり工業あり又は農業に之を貸付せんとするものあり故に他日其事業の成敗如何より貸金の延滞を來し不測の損害を蒙る可き故に貸付金の動もすれば沈滞に赴く傾きある所以なり

銀行局勸告に注意書 (昨日の續) 第六 貸付金の運用を圓滑ならせむ可き從來我國銀行に於て資本運用の重なるものと言へば即ち貸付金と以て第一とす而して此貸付金あるもれば皆將來の事業を目的とて之を借出し而して後商業あり工業あり又は農業に之を貸付せんとするものあり故に他日其事業の成敗如何より貸金の延滞を來し不測の損害を蒙る可き故に貸付金の動もすれば沈滞に赴く傾きある所以なり